

香川県後期高齢者医療広域連合  
地球温暖化対策実行計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

香川県後期高齢者医療広域連合



## 1 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という）として策定するものである。

本広域連合は、事務事業の実施にあたり、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることとする。

## 2 計画期間

実行計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお、実行計画の計画内容及び計画期間については、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 3 対象範囲

実行計画は、本広域連合が行うすべての事務事業を対象とする。

なお、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するよう要請する。

## 4 対象とする温室効果ガス

広域連合事務所の電気使用量は、建物を他団体と一括管理をしており、個別に算出ができないため、自動車走行から発生する温室効果ガスを削減目標とする。

## 5 温室効果ガスの削減目標

経過策定直近の令和6年度実績値以下を維持することとし、温室効果ガスの排出量を令和12年度までに、20%以上削減することを目標とします。

| 目標年度             | ガソリン使用量 (ℓ)     | 温室効果ガス排出量<br>(二酸化炭素ガス排出量 kg) | 基準年度比           |
|------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|
| 令和2年度            | 371.8           | 863                          | 基準年度            |
| 令和6年度            | 306.53          | 711                          | 17.6%減          |
| 令和8年～<br>令和11年度  | 306.53<br>以下を維持 | 711<br>以下を維持                 | 17.6%減<br>以下を維持 |
| 令和12年度<br>(目標年度) | 297.44          | 690                          | 20%以上削減<br>(目標) |

## 6 温暖化防止に向けた取組

### (1) 電気使用量削減への取組

| 取組事項   | 具体的な取組内容   |
|--------|--|
| 照明     | <input type="checkbox"/> 始業前、昼休み及び残業時の照明は、支障のない範囲内で消灯する。<br><input type="checkbox"/> 会議室、給湯室及びトイレ等の照明は、使用していない時には消灯する。 |
| 空調機器   | <input type="checkbox"/> クールビズ及びウォームビズを推進し、冷暖房の使用を抑制する。  |
| OA機器等  | <input type="checkbox"/> 不要なOA機器等の電源を切る。<br><input type="checkbox"/> コピー機等の節電機能を使用する。                                  |
| エレベーター | <input type="checkbox"/> できるだけ階段の利用に努める。   |
| 定時退庁   | <input type="checkbox"/> ノー残業デーの定時退庁の実施を徹底する。  |

### (2) 燃料使用量削減への取組

| 取組事項 | 具体的な取組内容  |
|------|---|
| 公用車  | <input type="checkbox"/> 近距離への用務には、原則として公用車を利用しない。<br><input type="checkbox"/> 定期的な点検整備に努める。<br><input type="checkbox"/> 空ぶかしや急発進、急加速をしない。<br><input type="checkbox"/> 制限速度を遵守する。 |

### (3) その他の取組

| 取組事項      | 具体的な取組内容   |
|-----------|--|
| 廃棄物の減量    | <input type="checkbox"/> 使用済み封筒の再利用を徹底する。<br><input type="checkbox"/> フラットファイル等の事務用品について、再利用に努める。  |
| 環境物品等の導入  | <input type="checkbox"/> エコマーク及びグリーンマーク等の環境ラベル商品の購入を推進する。<br><input type="checkbox"/> コピー用紙は、古紙配合率の高い再生紙を積極的に購入する。   |
| 用紙類の使用量削減 | <input type="checkbox"/> 両面印刷及び縮小コピーを徹底する。<br><input type="checkbox"/> 不要用紙やミスコピー用紙の裏面を利用する。<br><input type="checkbox"/> 会議資料等の印刷部数は、必要最小限に努める。<br><input type="checkbox"/> 電子化された文章は、極力印刷しない。 |
| 資源の節約     | <input type="checkbox"/> 水道水の節水に心がける。  |

## 7 計画の推進

### (1) 推進体制等

本広域連合事務局長を実行計画の推進責任者とし、各課長を実行計画の推進担当者とする。

推進責任者は、計画の策定、見直し及び計画の推進を統括し、推進担当者は、計画の推進状況の把握や職員に対する啓発、情報提供等総合的な推進を図る。

### (2) 実施状況の点検及び公表

計画の推進状況については、点検を定期的実施するとともに、毎年1回、温暖化防止に向けた取組状況をホームページ等で公表する。